

次期計画の基本指針について

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月31日告示。
- 計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

⑨障害福祉サービスの質の確保

⑩障害福祉人材の確保・定着

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

⑭その他：地方分権提案に対する対応

3. 成果目標（次期計画期間が終了する令和8年度末の目標）

※市町村に係る項目

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・【新規】強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

上

⑤相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

4. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

①地域生活支援事業とは

- ・地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施していく事業です。

- ・ 障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施について、定期的な検証と見直しをしております。（障害福祉計画とともに見直しを実施）
- ・ 必須事業に位置付けられている事業のうち、未実施である事業がある場合は、時期計画期間中の実施に向けた具体的な取り組みについて記載する。

②必須事業の内容（石狩市は全て実施済）

- 理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業
- 相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業 ○日常生活用具等事業 ○手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業 ○地域活動支援センター機能強化事業